

令和2年7月1日
市民環境部長専決

八代市外からの一般廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、他の市町村（以下「排出自治体」という。）が当該市町村の区域内で発生した一般廃棄物を本市に所在する一般廃棄物処理施設に搬入する際の事前協議に関し、必要な事項を定めることにより、一般廃棄物の適正処理を促進し、もって生活環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 一般廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。

(2) 一般廃棄物処理施設 法第8条第1項の規定により、熊本県知事の許可を受けた一般廃棄物処理施設をいう。

(市外の一般廃棄物の搬入に係る協議)

第3条 排出自治体の長は、本市に所在する一般廃棄物処理施設に一般廃棄物を搬入しようとするときは、一般廃棄物搬入（新規・継続）事前協議書（様式第1号。以下「事前協議書」という。）に次に掲げる書類を添付して市長に提出し、事前に市長と協議をしなければならない。

(1) 一般廃棄物の処理業務の概要（様式第2号）

(2) 一般廃棄物の性状に関する資料

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 排出自治体の長は、協議終了後、事前協議書の記載事項に変更が生じたときは、一般廃棄物搬入変更協議書（様式第3号）を市長に提出し、市長と協議をしなければならない。

(事前協議の審査基準等)

第4条 市長は、前条の規定による協議があったときは、次に掲げる基準により、審査を行うものとする。

(1) 排出自治体が当該自治体の区域内で発生した一般廃棄物を本市に所在する一般廃棄物処理施設に搬入することが必要であると客観的に認められること。

(2) 本市の一般廃棄物（ごみ）処理実施計画に適合していること。

(3) 本市の生活環境の保全上支障を生じないことが判断できること。

(搬入承諾)

第5条 市長は、前条の基準により審査を行い、適当と認めるときは、速やかに事前協議のあった排出自治体の長に対し、一般廃棄物搬入承諾通知書(様式第4号。以下「通知書」という。)を交付するものとする。

2 前3条の規定による事前協議は、年度ごとに行わなければならない。

(一般廃棄物搬入の実績)

第6条 排出自治体は、搬入終了後、30日以内に一般廃棄物搬入実績報告書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、市民環境部長専決の日から施行する。